

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が所有する、私が〇〇〇〇との面会・通信を制限される理由が記載されている文書」の開示請求につき、平成24年6月29日付けで「取扱経過記録」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、「本件対象保有個人情報」という。）を特定し不開示とした決定については、別表の1に掲げる部分を対象として改めて開示・不開示の決定をし、別表の2に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年5月2日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇児童相談所が所有する、私が〇〇〇〇との面会・通信を制限される理由が記載されている文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報を開示しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法に基づき、平成24年8月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年11月27日、実施機関からの意見聴取を行った。

(7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年5月16日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

本件処分に係る決定通知書には、「児童虐待防止法第8条及び第9条に定める調査に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」と具体的な理由を記載し、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとしており、申立人の主張は不当なものである。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、申立人が〇〇〇〇（以下「児童A」という。）との面会・通信を制限される理由が記載されている文書で児童相談所が保有しているものであり、具体的には、児童Aの取扱経過記録に記載された申立人の個人情報である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行っている。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下、対象外部分の保有個人情報該当性及び不開示部分の条例第17条第7号該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、検討する。

#### (2) 対象外部分の保有個人情報該当性について

ア 対象外部分のうち、別表の1に掲げる部分については、申立人が児童Aとの面会・通信を制限される理由についての記載があり、本件開示請求の対象となる保有個人

情報と認められるので、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

イ その他の対象外部分については、申立人が児童Aとの面会・通信を制限される理由についての記載はなく、本件開示請求の対象となる保有個人情報とは認められない。

(3) 条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報の不開示部分（15行目から16行目）には、児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

ウ ところで、児童相談所は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（同法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち15行目から16行目を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることをおそれて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、当該不開示部分については、開示することにより、実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

エ しかし、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表の2に掲げる部分については、一般的な法令解釈が記載されているものと認められ、これを開示しても実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第7号の不開示情報に該当しないから、開示すべきである。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮問を受ける（諮問第80号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	申立人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 3月 7日	審議
平成25年 4月18日	審議
平成25年 5月16日	申立人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議
平成25年 8月 7日	答申

### 別表

(省略)